

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年5月8日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区働き方改革の推進と子育て・介護と仕事の両立に向けた調査業務委託

(2) 目的

区では、世田谷区基本構想の9つのビジョンの中で、若者や子育てをしている人、障害者、高齢者も働き手となる職住近接(住んでいるところで働くことができれば、多様な働き方が可能となる)なまちを掲げている。さらに、仕事と生活の両方を大事にするWLB(ワークライフバランス)を提唱していくとしている。

また、区では、待機児童解消に向け、保育園の整備を中心とするさまざまな施策展開とあわせ、子育てをしている世代の働き方改革が必要であると考えており、都市部において子育てと仕事を両立させるためには、女性も男性も、短時間勤務やワークシェアリング等様々な就労形態において生活圏の範囲で働くことが可能となる新たな就労形態等の拡大と環境整備が必要であると推察している。

区はこれまで「世田谷区産業振興計画」、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」、「子ども計画(第2期)」の中で働き方及び子育て・介護と仕事の両立について位置づけ、これまでも事業に取り組んできた。

区は、こうした状況を踏まえ、子育て・介護と仕事の両立に関する環境整備について、区内中小企業等の働き方に関する現状及び働き方に関する区民ニーズを調査し、今後の就労支援施策の展開について検討するための調査研究を行う。

本業務は新たな子育て・介護と仕事の両立に関する環境整備に向けての基礎資料とするため、以下に掲げる業務の委託を行うものである。

区内事業者と区民を対象に、アンケート調査及びヒアリングを行う。

区内事業者にはテレワークの導入検討状況等の働き方改革に係る取り組み状況及び課題認識の調査、区民にはテレワーク等の多様な働き方に対するニーズや課題の調査を行い、さらにその結果を集計し分析する。

多様な働き方に関連する国や東京都、他区及びその他企業・団体等の施策、取組事例、動向等を調査し報告書へまとめる。

(3) 内容

区で示したアンケート調査内容案の体裁調整及び調査票の作成(事業者用、雇用者用、区民用の3種類)

1種類のアンケートにつき最大10問程度の設問を想定

アンケート調査対象者の標本収集(調査標本数は区内事業者2,000、雇用者4,000、区民1,000サンプル)

条件等

- | | |
|--------|-----------------|
| ・区内事業者 | 従業員規模10人以上 |
| ・雇用者 | 調査対象区内事業者の雇用者 |
| ・区民 | 20～50代(性別は問わない) |

アンケート調査の実施（web 調査でも可）

アンケート調査に係る郵送等は受託者が行い、その経費は契約金額に含まれるものとする。

アンケート調査結果の集計（7月末日まで）

アンケート調査結果に基づく事業者ヒアリングの実施（区内事業者5社）

アンケート調査結果及び事業者ヒアリング結果の分析（8月末日まで）

区内の子育て支援団体や子育て関係者で構成される会議体への出席・連絡調整（1回）及び会議結果報告書の作成（7月実施予定）

アンケート調査及び事業者ヒアリングの結果分析に基づく報告書及び概要版の作成（9月3日提出締め切り）

多様な働き方に関連する国や東京都、他区及びその他企業・団体等の施策、取組事例、動向等を調査し、報告書の作成（9月3日まで）

その他本件調査のために必要な業務で区担当課が求める業務

（4）履行期間

契約の日から平成29年9月29日まで（予定）

契約日は、平成29年6月下旬を予定。

2 参加資格

次の（1）から（5）までの要件を全て満たす法人であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。

（2）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（4）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

（5）プライバシーマーク、もしくはISMS認証を取得していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価項目

（1）実施体制に関する事項

- ・業務責任者等の実績等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等

（2）同種・類似業務の実績

（3）実施方針

（4）業務内容に関する提案

- ・「世田谷区産業振興計画」、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」、「子ども計画（第2期）」の認識・理解状況
- ・区内産業の特徴や社会経済環境の動向を踏まえた調査項目の提案能力
- ・アンケート及びヒアリング調査結果の正確な集計及び的確な分析を行う能力

- ・アンケート調査の回収率の見込みとその実現性
- (5) 見積金額の妥当性

5 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

6 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷区産業政策部工業・雇用促進課 担当：中村、井上

住所：〒154 - 0004 世田谷区太子堂2 - 16 - 7 三軒茶屋分庁舎4階

電話：03 - 3411 - 6662 FAX03 - 3411 - 6635

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成29年5月8日(月)から5月22日(月)正午まで

場所及び方法：上記(1) 担当所管課にて配付、又は世田谷区ホームページ

(仕事・産業・就職 おしらせ)にて公開(ダウンロード可)

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成29年5月22日(月)正午まで必着

場所：上記(1) 担当所管課

方法：持参に限る

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成29年6月19日(月)午後3時まで必着

場所：上記(1) 担当所管課

方法：持参に限る

7 その他

(1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(7) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

(8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(9) 提案書の提出後に上記2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(11) 詳細は説明書による。